

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600001号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600009号

第1 結論

昭和44年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年12月

私は、20歳を機にA町(現在は、B市)にある実家へ戻るため、昭和44年12月に勤務していた会社を退職した。その後、退職した場合は国民年金に加入する必要があると聞いた。実家で家族と同居を始めた当時は、まだ次の仕事が決まっておらず、また、A町役場(現在は、B市役所)は実家から距離があったため、両親又は兄に送迎してもらい、自身で国民年金の加入手続を行うとともに、窓口において請求期間に係る1か月分の保険料を現金で納付した。

私は、会社を退職後すぐに次の仕事が決まった時や、出産に伴う事情があった時は、国民年金の加入手続を行わなかった場合がある。しかし、国民年金加入期間については、いずれも自ら加入手続を行い、保険料を納付している。請求期間についても、同様に、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の住民票によると、請求者は、昭和44年12月29日付けでA町に住所を定めた記録が確認できることから、同町において国民年金の加入手続を行うことが可能であった。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者等の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和45年1月頃に行われたものと推認され、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月27日にA町において払い出されており、直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和44年12月26日(平成17年5月18日付けで昭和44年12月29日に訂正)を、国民年金被保険者資格の取得日とする事務処理が行われたことが確認できることから、請求者は、請求期間におい

て国民年金の被保険者であり、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、請求者の同居家族は、いずれも国民年金加入期間において保険料の未納はなく、昭和 45 年 11 月以降は所得比例保険料（昭和 49 年 1 月からは、付加保険料）を納付する申出を行っていることから、国民年金制度に対する関心及び保険料に対する納付意識の高さがうかがわれる。

加えて、B 市は、請求期間当時、国民健康保険については、制度上、加入手続と同時に保険税納付を行うことが不可能であった一方、国民年金については、加入手続と保険料納付を同時に行うことが可能であり、保険料は現金で預かり、管理簿により管理されていた旨回答している。

そのうえ、請求者は、会社を退職後すぐに次の仕事が決まった時や出産に伴う事情があった時は加入手続を行わなかった場合もあるが、国民年金加入期間については自ら加入手続を行い、保険料を納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間以外に係る国民年金加入期間については、いずれも厚生年金保険の資格喪失後における国民年金の加入手続が遅滞なく行われており保険料の未納もない。

あわせて、請求者は、請求期間当時、会社を退職した直後であり、手元には給与が残っていた旨陳述していることから、保険料を納付することができる資力を有していたことが考えられる。

以上のことから、請求者が、請求期間に係る保険料を納付したと考えても不自然ではなく、これを否定すべき特段の事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2500802 号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2600008 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 60 年 3 月まで

私は、請求期間当時は、大学生であり、A 市に居住していたが、両親が、国民年金の加入手続と保険料納付をしてくれた。保険料の納付については、B 町（現在は、C 市）の実家に、近所の人が集金に来ていたと姉から聞いた。

年金記録を確認したところ、請求期間の記録がないことに気が付いて、これまでに調査依頼を繰り返したが、訂正はされなかった。

請求期間の保険料を納付したことが分かる資料は、保管していないが、両親が、請求期間の加入手続と保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、昭和 60 年 5 月 13 日付けで請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられ、この際、国民年金の被保険者資格取得日を昭和 60 年 4 月 1 日とする事務処理が行われていることが確認できる。

また、日本年金機構が保管する B 町の国民年金被保険者カード及び昭和 60 年度国民年金保険料徴収台帳において、請求者の資格取得日が、昭和 60 年 4 月 1 日と記載され、昭和 60 年 4 月から保険料の納付が行われていることは、オンライン記録とも符合している。

さらに、請求者は、請求期間当時、学生であった旨陳述しているところ、当時、学生は、国民年金の任意加入対象者に該当しており、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得できないことから、上述の加入手続時期（昭和 60 年 5 月頃）において、大学を卒業した直後の強制加入対象者となった昭和 60 年 4 月 1 日を資格取得日とする事務処理に不自然な点はない。

加えて、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、上述の

昭和 60 年 5 月 13 日に払い出された国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、請求期間の被保険者資格を取得している必要があったこととなる。

しかしながら、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間前後において、氏名及び生年月日についての変更、訂正等はなく、住所地についても、請求期間における住所はB町とされており、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、請求期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたにもかかわらず、昭和 60 年 5 月 13 日に請求者に対して国民年金手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、上述の昭和 60 年 5 月頃に初めて行われたものと考えられる。

以上のことから、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、両親は請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親は既に亡くなっており、請求者の当該期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

このほか、C市及び請求者が請求期間当時、居住していたとするA市は、請求期間に係る国民年金記録について確認できる資料の保管はない旨回答しており、両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600117号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600010号

第1 結論

昭和61年5月及び同年6月の請求期間並びに昭和61年7月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年5月及び同年6月
② 昭和61年7月から同年11月まで

請求期間①及び②について、私は転職する予定だったので、事前に国民年金の加入手続について調べておき、退職後すぐにA市役所B出張所で自分で国民年金の加入手続を行った。保険料は、自宅に送られてきた納付書でA市役所B出張所か金融機関で期限に間に合うように自分で毎月納付した。

しかし、国民年金に加入及び納付した記録がないので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及び請求者の資格取得処理日から、請求者の加入手続は、昭和63年10月頃に行われたものと推認される。その際に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求者が直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年8月26日のみを国民年金被保険者資格の取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者の現在の年金記録では、請求期間①及び②は、国民年金に未加入とされている。

また、日本年金機構が保管する請求者が現在居住しているC市の国民年金被保険者名簿において、請求者の国民年金被保険者資格取得日は昭和63年8月26日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の昭和63年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記

号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったこととなる。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の旧姓を踏まえ、氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して、再度確認を実施しても、請求者に対しては、昭和 63 年 10 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、請求者に対し納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間①及び②当時、請求者が居住していたとする A 市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している上、金融機関は、当時の領収済通知書等の保管はしていない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。